

## 「女性の人権ホットライン」等を端緒に救済措置を講じた主な事例

### 1. 夫の妻に対するDV

◆夫の暴力的行為から逃れるため子どもと共に親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシェルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者と共に市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。(措置:「援助」)

### 2. 母親の再婚相手による子に対する性的虐待

◆中学生から、母親の再婚相手から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」(※)が送付された事案である。

法務局は、ミニレターが送付された当日中に被害者との接触を試み、その翌日に、児童相談所へ通告するとともに、被害者が通う学校へ連絡を行った。その後、被害者から電話で事実関係を聴取し、その内容を児童相談所に提供した。その結果、被害者はミニレターが法務局に送付された翌々日に一時保護されるに至った。(措置:「援助」)

※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される(切手不要)。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し、一通一通返事を書いている。

### 3. インターネット上のプライバシー侵害

◆インターネット上のブログに、宿泊施設の脱衣所で着替えている被害者の画像が掲載されているところ、自治体等に相談したが対応してもらえなかったとして、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該画像は被害者のプライバシーを侵害すると認められたため、当該ブログのサイト管理者に対して削除要請を行ったところ、当該画像は削除されるに至った。(措置:「要請」)